平成２３年（フ）第７６号
富山県富山市稲荷元町１丁目２番８号、開始決定時の住所富山県砺波市豊町１丁目16番24号
破産者　堀田　亮一
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３５１７号
愛知県瀬戸市本郷町693番地の６
破産者　吉岡めぐみ
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０８９号
名古屋市港区宝神２丁目2802番地　アトムハイツ403号
破産者　西山　秀樹
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９１３号
名古屋市西区比良４丁目303　加藤第一マンション101、開始決定時の住所名古屋市西区清里町77番地　ライオンズマンション比良第３－103号
破産者　永井　　浩
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０４２９号
大阪市此花区朝日１－９－３　２号棟Ａ号室、住民票上の住所大阪市此花区伝法１丁目３番61―1012号
破産者　高内　博文
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２６７号
大阪市東住吉区駒川４―12―21、住民票上の住所大阪市平野区瓜破西２丁目７番12号
破産者　榎本　康子
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４０６号
大阪市鶴見区浜４丁目15―５ベルデパルコ鶴見緑地501号、開始決定時大阪市浪速区幸町２丁目５番10―503号
破産者　文元哲二こと　文　　哲二
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５５７号
大阪府東大阪市御厨東２丁目11番37号
破産者　小林　　悟
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４２４号
大阪市東成区大今里南４丁目９番21号
破産者　小西　益秀
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２１９号
大阪市浪速区幸町３丁目４番10―808号
破産者　三輝産業こと　成瀬　　慧
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４０４号
大阪市住吉区長居西１丁目12番７号
破産者　ガレージエイトこと　太矢　征寿
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４５６号
大阪府豊中市上津島２丁目19番12号
破産者　辻　　能子
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４７２号
大阪市西区新町２丁目３―13―406、開始決定時の住所福岡県筑紫野市原田６丁目６－４プレジールＳ404
破産者　うまいもん家・酒楽酒こと手造りご馳走屋・えんやこと　山下　　均
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８６号
神戸市灘区天城通３丁目７番21号　天城ハイツ３Ｂ、従前の住所神戸市灘区鶴甲４丁目１番８―305号
破産者　玉田誠一郎
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９７号
兵庫県尼崎市大庄中通５丁目12番地　松村方
破産者　和﨑　昭造
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７３号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町４番５―201号
破産者　實方　司郎
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８８４号
兵庫県尼崎市武庫町１―40―１―303　タウンハイツ武庫之荘、住民票上の住所大阪市平野区加美北１丁目25番５―1004号
破産者　浅見明日香
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０４５号
兵庫県尼崎市神崎町17番３―506号、前住所兵庫県尼崎市浜２丁目５番18号
破産者　佐久間　猛
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係